

令和4年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和5年2月7日(火)
【開会】 14時00分
【閉会】 16時12分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 田中 雅文
委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝
委員 野村 浩子	委員 芳川 玲子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一	
総務部長 柴山 巖	
教育政策室長 田中 一平	
教育環境整備推進室長 谷村 元	
職員部長 小澤 毅夫	
健康給食推進室長 日笠 健二	
生涯学習部長 岸 武二	
総合教育センター所長 鈴木 克彦	
庶務課長 鷹背 将行	
庶務課担当課長 喜多 智英	
指導課担当課長 五味 博	生涯学習推進課長 箱島 弘一
指導課指導主事 武田 弦	生涯学習推進課担当課長 柿森 篤実
学校教育部担当部長 星野 泰夫	生涯学習推進課課長補佐 野崎 智一
支援教育課担当課長 板橋 美由紀	生涯学習推進課担当係長 豊本 欽規
支援教育課長 末木 琢郎	生涯学習推進課担当係長 紺野 敦
支援教育課担当係長 後藤 詩伸	生涯学習推進課担当係長 山口 祐太
支援教育課指導主事 和田 俊雄	健康給食推進室担当課長 岩丸 和則
教育相談センター室長 松田 典英	健康給食推進室課長補佐 落合 謙二
地域教育推進課長 二瓶 裕児	庶務課係長 桑原 佑輔
地域教育推進課課長補佐 北村 美幸	教職員企画課長 宮川 匡之
地域教育推進課担当係長 永田 光太郎	教職員企画課課長補佐 橋本 朋行
生涯学習推進課担当課長 山口 弘	
調査・委員会担当係長 葛山 久志	
書記 長谷川 俊太	

【署名人】

委員 田中 雅文 委員 野村 浩子

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

12月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 4からNo. 6及び議案第47号から議案第50号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、報告事項No. 7は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑

な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 4からNo. 6及び議案第47号から議案第50号につきましては、議会への報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

田中委員と野村委員にお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項No. 1 令和4年第5回市議会定例会について

【小田嶋教育長】

それではまず、報告事項Iに入ります。

「報告事項No. 1 令和4年第5回市議会定例会について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹嘴庶務課長】

それでは、報告事項No. 1 令和4年第5回市議会定例会について、御報告させていただきます。

「01_【報告事項No. 1】」のファイルをお開きいただきまして、2ページを御覧ください。「令和4年第5回市議会定例会 議案概要及び会議結果」でございますが、これは令和4年11月28日から12月21日まで開会されました市議会定例会において、提案された全議案の一覧でございます。

本定例会では、教育委員会事務局から個別に提案した議案はございませんが、関係する議案といたしましては、11ページを御覧いただきまして、議案第203号及び第204号の「令和4年度川崎市一般会計補正予算」の2議案がございまして、11月30日及び12月15日の本会議において採決が行われました。結果につきましては、いずれの議案も原案のとおり可決されたものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。「令和4年第5回市議会定例会 代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。代表質問は、12月7日、8日の2日間で行われ、資料は各会派からの代表質問の要旨を一覧にしたものでございます。このうち、教育委員会事務局に対する質問を網かけにしております、自民党からの質問といたしましては、「学校施設開放について」、14ページに参りまして「新型コロナウイルス感染症対策全般について」などがございました。

21ページまで、それぞれ共産党、公明党、みらい、の順で各会派の質問を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、22ページを御覧ください。「令和4年第5回市議会定例会 一般質問発言要旨」についてでございます。資料は一般質問の開催日ごとに、発言者と要旨を記載した一覧となっております。一般質問は12月16日から12月21日までの4日間で行われ、教育委員会事務局に対し、31名の議員から36項目の質問がございました。

31ページまで、各議員の質問要旨を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

以上で、令和4年第5回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、令和4年第5回市議会定例会で教育委員会事務局から提案した議案の採決結果及び議会での質問要旨の御報告でございましたので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹嘴庶務課長】

それでは、報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について、御報告させていただきます。

「02_【報告事項No. 2】」のファイルをお開きいただきまして、2ページを御覧ください。
「市議会に提出された請願・陳情の審査状況」についてでございます。

本日は、前回御報告いたしました、令和4年11月15日開催の教育委員会定例会以降に、文教委員会に付託及び審査されました請願・陳情につきまして、御報告を申し上げます。

恐れ入ります。5ページを御覧ください。初めに、ページの上から3番目、陳情第143号「川崎市教職員待遇改善に関する陳情」でございます。本件陳情につきましては、11月24日の文教委員会で審査が行われました。

審査の結果でございますが、委員から、「陳情者の方のお気持ちは大変よく分かるところではあるが、国が法律を変えないとどうしようもないところでもある」などの意見から、不採択となりました。

なお、6ページから7ページに当該陳情書を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、5ページの一番下、請願第43号「少人数学級と教員不足の解消で子どもたちが安心して学べることを求める請願」が提出され、文教委員会に付託されました。

請願の概要について御説明いたしますので、8ページを御覧ください。こちらが請願第43号の請願書でございます。

請願事項といたしましては、9ページに参りまして、「1 本市で30人以下学級を目指し、当面36人以上の過密学級を無くすこと。」「2 教職員の欠員を無くし、長時間労働を無くすこと。」でございます。

ただいま御説明いたしました請願第43号につきましては、今後、文教委員会で審査される予定でございます。

以上で、市議会請願・陳情審査状況についての御報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、前回の報告以降に文教委員会に付託・審査された請願・陳情書でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【五味指導課担当課長】

それでは、報告事項No. 3「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明いたします。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

ファイルナンバー「03-1_【報告事項No. 3】」のファイルを御覧ください。

初めに、1の「臨時代理した事項」につきましては、令和4年5月24日の教育委員会にお諮りし、承認していただいております「令和5年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」の一部を改正して、(2)のとおり、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者となったことにより、全ての適性検査を受検できなかった志願者を対象として「特例による検査」を実施するものでございます。

次に、2の「臨時代理を行った日」は、令和5年1月26日でございます。

次に、3の「臨時代理を行った理由」につきましては、「特例による検査」の実施に関して、受検者である小学生及び保護者に早期に周知する必要がございましたので、教育長が臨時に代理したものでございます。

ファイルナンバー「03-2_【報告事項No. 3】資料1」のファイルを開き、資料1の「新旧対照表」を御覧ください。

右の欄が改正前、左の欄が改正後でございます。改正後の欄を御覧ください。変更点でございますが、「4 検査方法」の(4)として「特例による検査」の実施につきまして、新たに追記させていただいたものでございます。

ファイルナンバー「03-3_【報告事項No. 3】資料2」のファイルを開き、資料2「特例による検査 実施要領（一部抜粋）」を御覧ください。こちらは、この改正要綱に基づき作成した実施要領の一部を抜粋したものでございます。

初めに、「2 検査の方法等」につきまして、令和5年2月23日に神奈川県立総合教育センターで適性検査を実施します。この検査は、神奈川県及び横浜市と合同で実施いたします。

次に、3のイ合格発表日でございますが、令和5年2月28日でございます。

「特例による検査」の実施に関しては、川崎市教育委員会のホームページに掲載するとともに、川崎高等学校附属中学校の志願者へ個別に郵送し周知しております。

ファイルナンバー「03-4_【報告事項No. 3】資料3」のファイルをお開きください。こちらは、改正後の要綱となりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの件につきまして、何か御質問等がございますか。

よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

以下、非公開になります。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項No. 4 不登校対策の充実にに向けた取組について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 4 不登校対策の充実にに向けた取組について」の説明を、支援教育課担当課長、お願いいたします。

【板橋支援教育課担当課長】

よろしくお願いいたします。

「04_報告事項No. 4」のファイルをお開きください。報告事項No. 4、不登校対策の充実にに向けた取組について、御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。初めに、「項番1 本市の現状」でございます。

図1「不登校児童生徒数の推移」を御覧ください。「令和3年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等調査」における本市の不登校児童生徒数は、小学校で947人、中

学校で1,506人と過去最多となっております。特に、小学校におきましては、この10年間で約4.5倍と、増加が著しい状況でございます。

次に、「項番2 今年度の主な取組」について御説明させていただきます。

初めに、「(1)本市の不登校対策の概観」でございます。

これまで本市では、不登校対策の取組といたしまして、未然防止から事後対応まで、多様な支援を行っているところでございます。

資料の表にございますとおり、校内での支援としましては、各学校における、担任等による丁寧な支援や、別室での指導などを行っているところでございます。また、校外での支援としましては、教育相談センターの心理臨床相談員による教育相談や、ゆうゆう広場での支援などを行っているところでございます。

次に、今年度の主な取組について御説明申し上げます。資料右上の「(2)今年度の主な取組」を御覧ください。

初めに、「①別室での指導に関する調査の実施」でございます。現在、本市では、多くの小・中学校におきまして、教室に登校できない児童生徒に対し、学校内に教室以外の学習室等を設け、校内での居場所を確保する、いわゆる「別室での指導」を、各学校の実情に応じて、行っているところでございます。

今年度、各学校に対して、不登校等、登校の支援が必要な児童生徒に対する教室以外での指導や支援の課題を把握し、今後の不登校対策を検討する上での参考とすることを目的として、別室での指導に関する調査を実施いたしました。

図2を御覧ください。こちらは、別室指導を通して、「改善したこと・改善が期待できそうなこと」を示しておりまして、小・中学校ともに「登校への不安・緊張」への改善が最も多く上げられており、その他、「悩み相談やSOSの発信」や「教室復帰への意識」など様々な面での改善が見込まれるところでございます。

次に、図3を御覧ください。こちらは、令和3年度の別室指導利用者のうち、翌年度、教室復帰した割合を示しておりますが、特に小学校におきまして、別室指導を受けた児童の約半数が教室に復帰するなど、その効果は高いことが確認できたところでございます。

一方で、図4にありますように、別室指導における課題としましては、小・中学校ともに、「人員不足で対応できていない児童生徒への対応」や「別室設置のための担当教員の配置」などの人的配置を課題としていることが確認でき、その他、「学習内容とその評価のあり方」や「施設・設備の充実」などについても課題と捉えている学校があったところでございます。

なお、本調査の詳細につきましては、3ページ以降に掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

それでは、資料の2ページをお開きください。

「②ICTを活用した学習支援の実施」についてでございます。本年度、登校が難しい児童生徒への学習支援として、オンライン学習システムを導入し、不登校児童生徒本人及び保護者の希望に基づき配布したところでございます。

次に、「③ゆうゆう広場の現状把握」についてでございます。ゆうゆう広場につきましては、本市の教育支援センターとして、不登校児童生徒の集団生活への適応や情緒の安定など、学校・社会復帰を支援する施設として、平成5年度に設置し、現在では、市内6か所に設置しております。

図5に示しましたとおり、現状では、ゆうゆう広場の登録者数は減少傾向にございまして、1日当たりの利用者数につきましても減少しているところでございます。

また、図6に示しましたとおり、ゆうゆう広場利用者の約7割が勉強のことで困っていることなどが分かったところでございます。

次に、「④不登校特例校の調査・研究の実施」についてでございます。不登校特例校とは、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編制して教育を実施する必要があると認められる場合に、文部科学大臣が学校を指定し、教育課程の基準によらず特別の教育課程を編制して教育を実施できる学校でございます。

今年度の取組としましては、不登校特例校の先行事例の視察やヒアリング等を実施してまいりました。併せて、不登校児童生徒に配慮した教育課程や個々の児童生徒の実態に即した柔軟な支援の在り方等について検討したところでございます。なお、令和4年6月の文部科学省の通知におきまして、政令指定都市教育委員会においては、不登校特例校の設置について積極的な検討が求められているところでございます。

最後に「項番3 今後の方向性」についてでございます。これまで説明させていただきましたことを踏まえ、本市としましては、今後の不登校対策の方向性として、多様で適切な教育機会を確保し、不登校児童生徒の社会的な自立を目指してまいりたいと考えております。

次のピラミッド状の階層図を御覧ください。多くの不登校の子どもたちは、ピラミッドの一番下にありますとおり、まず、教室に行けない・行きづらいという状態から徐々に欠席傾向が見られ、その後、欠席が継続するという状態になることから、不登校児童生徒の社会的自立に向けては、これら全ての状態の子どもたちに対し、切れ目のない、きめ細やかな支援を実施することが、極めて重要であると考えております。

そのため、ピラミッドの右に記載してございますが、校内での支援の充実に向けて、別室での指導や校内教育相談体制の充実など、児童生徒の「教室に復帰したい」「学習したい」をサポートしてまいります。また、校外での支援の充実に向けて、ゆうゆう広場の充実やICTを活用した学習支援の充実、フリースクール等との連携強化など、学校以外での学習の場や居場所づくりを支援してまいります。さらに、児童生徒の状況に応じた多様な教育機会の確保に向けて、不登校特例校の設置の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、これらの検討を踏まえ、不登校対策の総合的な推進のため、令和5年度に、「不登校対策の在り方に関する検討会議」を設置し、検討会議の中で御意見を伺いながら、本市として「(仮称)不登校対策の充実に向けた取組指針」を策定してまいります。

なお、本日の報告内容につきましては、明日開催されます、文教委員会におきましても、同様の報告をさせていただく予定です。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、御質問等はございますでしょうか。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

御報告ありがとうございました。私も勉強不足の部分もあるかと思うので、教えていただきたいのですが、不登校特例校では、柔軟な教育課程で学習を実施できるといっているのですが、これはいわゆる障害を持ったお子さんは、特別支援教育の場で受けている学習指導要領に捉われないものとの違いが分からないところがありまして、特別支援教育を受けているお子さんと通常級の子と学び方が違うので、成績のつけ方は違ったりとか、内申はもらえなくなったりとか、進路のほうにも関わってきたりとか、その問題点を感じている中で、不登校特例校では、学習の柔軟性というのが指導要領とどういう関わりがあるのか、成績とどう関わりがあるのかなどを教えていただきたいです。

【板橋支援教育課担当課長】

御質問ありがとうございます。不登校特例校に置く特別な教育課程につきましては、不登校のお子さんたち、結構不規則な生活リズムでしたりとか、あと学習の遅れに悩むお子さんが多いので、そういうお子さんに配慮して、通常、例えば中学校でしたら、1, 0 1 5時間の総授業数があるのですが、それよりも少し時間数を減らして、教育内容を削減することができます。

また、少人数指導ですとか習熟度別指導など、それぞれのお子さんの実態に即した柔軟な指導・支援を行うことができるのですが、基本的には、色々な学校でそれぞれカリキュラムについて工夫をされていて、色々な教科を統合したりですとか、それぞれ工夫をされています。

ですので、今後、もし検討するのであれば、どのような形かというのは、私どもでまた色々な自治体を参考にしながら考えていくという形になりますが、基本的には教育課程の時間を削減したり、少し内容を変えながらも、教育課程に沿ってやっていくというのが基本的にはベースでございます。

【野村委員】

ありがとうございます。そうなってくると、例えば発達障害とかをお持ちのお子さんで、通常級でやっていくのがちょっと厳しいけれども、かといって、入り込んで支援して下さる先生も確保できない。その場合は、では、手厚く指導を受けるためには支援級へ移ることを検討してくださいと。人員とか大人の事情でそういう支援方法を検討せざるを得ない家庭も実際耳にしているのですが、そういう場合、不登校特例校に行ったほうがもっと少人数でうまく学べるのではないかということがあるかもしれないと今、ふと思ったんですね。

そうなってくると、不登校の子だけが通えるというふうになってしまうのか。では、そもそも何を定義に不登校の子として扱って、どういう人だけが入れられるのかという。何かひどく回りくどい質問ですけど、伝わるでしょうか。

誰が入れるのか、希望すればみんな入れるのか、何か条件があるのか。その辺りをお聞きしたいです。

【小田嶋教育長】

対象者や、キャパは決まっている中でどのように選考というか選んでいくかなど、その辺のことについて、お答えできればお願いしたいと思います。

【板橋支援教育課担当課長】

御質問いただきありがとうございます。それぞれのお子さんにとって、どの場所が一番そのお子さんにとって社会的自立に向けて適切なのかというところを考えると一番大切だと思っています。

そう考えたときに、不登校特例校につきましては、不登校の状態が続いていて、そして、そこに通うことで力をつけていける。しかし、特別な個に応じた、それこそ本当に特別なニーズがあってという支援ができるかというところについては、これからまた検討をしていくところではあると思うのですが、基本的に支援学校ですとか支援学級で学ぶほうがお子さんの力になる場合もあるでしょうし、そこはケース・バイ・ケースであると思います。

選考につきましては、それぞれの自治体で色々なやり方をされていて、やはり不登校特例校に行ったことで、また不登校になってしまうということになってしまうと、お子さんにとってもあまりよくないというところで、各自治体、それぞれ工夫した選考等をしておりますので、その辺りは、私たちでも、今後さらに研究を進めていきたいと思っているところでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

はい、どうぞ。

【野村委員】

何度もすみません。御説明ありがとうございます。まだまだその検討中の中なので、決まっていなくてもたくさんあると思うんですけれども、一つの意見としてお伝えしたいと思っていることがあります。それぞれのお子さんに合った学びの場所をこの特別支援、スペシャルニーズになっても、不登校であっても、用意していく、そこに結びつけていくという、その川崎市の考え方というのは、本当に素晴らしいと思っていて、この不登校特例校をつくっていくという取組、本当に私は応援しています。

ただ、不登校対策という名前がつくことによって、今、私が質問を申し上げたように、このタイプの子どもにはこの場所というふうに、区切られていってしまうイメージがどうしてもあると思います。避けられないというか。でも、本当は根底にあるのは、その子が必要としている場所に結びつけて、その子が伸びていくことであって、だから特別支援とか障害とか不登校という名前をつけて分けてしまうことが、果たしていいのかなと思って、用語がですね。

例えば家でも、その家族の暮らし方に合わせて、間仕切りをして部屋を増やすとか、そういう小さな小さな応急措置的な対応で成り立つ部分もあるけれど、本当に暮らし方が変わってしまったら、フルリフォームが必要になるのと同じように、子どもたちの学び方も抱えている問題が多様化していく中で、分けて分けて、それに対応していく策を一々考えて、本当に将来間に合っていくのかというのが、私の中でずっと抱えているテーマです。

ですので、これからその複数重なって、マイノリティーとか、必ずしも不登校が「困り」になるとは思わないんですけど、生き方として成立していると思うので。何かそのマイノリティーの部分と重なることがたくさん出てくると思うので、特別なことに秀でたお子さんは、その場所を

求めるために、学校に毎日通うことが逆に苦しいかもしれないですし、必ずしも困っていることだけではなくて、伸ばしたい部分があるお子さんとか、今回のように不登校だったり、障害があったり、例えば日本語が不得意だったりとか、色々なお子さんが必要とする学びに必ずたどり着けるように、もっと広く、必要なところにアクセスできるような、本当にそれがインクルーシブだと思っているので、本当にこの一個一個に対応していく形で成立するのかどうかというのをどこかのタイミングで私たちも考えていかなければいけないのかなど。それが国連が指摘しているインクルーシブのところなのかなど思っているもので、すみません、偉そうに、何かの機会にこういう意見を持っている人がいるというのを心に留めておいていただければと思います。

【小田嶋教育長】

御意見ありがとうございます。
お願いします。

【末木支援教育課長】

御意見としてありがとうございます。今年度から、私どものセクションは支援教育課ということで、新たに名前を変えて、あらゆる教育的ニーズを抱える子どもたちに対応していくために、先ほどもありました特別支援教育であったり、今回の不登校の対策に取り組んできているところでございますので、多様な連続性のある教育内容の確保ということで、特別支援教育においても、特別支援学級であったり、学校であったり、通級指導教室であったりというところで、どこがその子にとって適切な学びの場かというところを我々も考えていきますし、不登校についても、一定程度不登校の定義というのを国のほう等ではあるわけですが、必ずしも特例校をつくったから、特例校がベストかどうかというのは、その子の状態等にもよるかとは思っていますので、その辺などを踏まえて、引き続き検討を進めていきたいと思っております。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

今、担当課長が申し上げたとおりかなと思います。支援教育の充実という大きなくくりがバックにあって、その中の一つを今、不登校の支援ということで言っていますけれど、今、お話があったように、支援教育全体をしっかりと充実させていくという形で、今年度、支援教育課をつくっていますので、野村委員からの御意見にも応えられるような取組というのをこれからもきめ細かくやっていかななくてはいけないと思いますし、それでも課題はあると思いますので、その辺りもしっかり考えていきたいと思っています。

他にはいかがでしょうか。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

3点ございまして、まず、別室指導というのは、どういう内容の指導をされているのか。例えば小学校、中学校も同じですけど、学年によって色々複数来られるところもあるし、そういったところでどんな具体的に指導がなされているのかということが一つと、それから、施設の充実、

整備というところに課題があるというお話でしたが、現状がどんなもので、どのように施設を充実していくのか。それからあと、端末を希望者に配布されているというお話でしたが、小学校で948人、中学校で1,506人という不登校がいるそうですけども、この子どもたちにどれくらい希望があって、貸与されているのかというのが分かれば教えてください。

【小田嶋教育長】

では、3点。まず、別室指導の内容等についてです。

【板橋支援教育課担当課長】

御質問ありがとうございます。別室を利用しているお子さんがこの調査にも書かせていただきましたが、本当に多様な状態のお子さんたちがいらっしゃいますので、それぞれのお子さんについて、保護者や御本人と相談しながら、また担任とも相談しながら、別室で行うものについては、共有しながら取組を進めているところでございます。

【石井委員】

それは、例えば普通級であれば科目が決まって、1日の勉強のスケジュールが決まっていますよね。それは別室指導の場合にもやっぱりあるのですか。

【板橋支援教育課担当課長】

ありがとうございます。お子さんの状態ですとか、学校の状態によっても違うのですけれども、例えば朝から帰りまで登校できるお子さんでしたら、朝に登校して、今日は1日どうやって過ごすかというのを書かせて、では、これで頑張ろうという取り組んでいる学校もありますし、同じ学校でも、なかなか朝来られないお子さんについては、来られるときに来て、では、今日何をやろうかとか、もしくは学習にまでエネルギーがない場合もありますので、そのときには少し一緒に相談をしたりお話しして帰るとか、そのお子さん、お子さんによって対応は変わっているかなと思います。

【石井委員】

それは、原則、先生一人、児童一人と1対1という感じですかね。

【板橋支援教育課担当課長】

学校やお子さんの状態によって違うんですけれども、幅は色々あると思います。

【小田嶋教育長】

一人に一人、先生がつけたら一番良いのですが、現実的にそれは厳しいので、そこをどうやりくりするかという人的課題があります。

あと、子どもによっては、GIGA端末を使って、別室で教室の授業をオンラインで見ながら参加するみたいな形もあります。まさに、本当に一人ひとりの状況によって、かなり色々な違いがあるかなと思います。

次に、施設、設備面での課題についてもいかがでしょうか。

【板橋支援教育課担当課長】

ありがとうございます。施設、設備につきましては、学校によって部屋すらもなかなか確保できなかつたりする場合がありますし、部屋があって、きちんとパーティションで区切るということができている学校もありますし、また年度によってもクラス数が変わったりすると変動したりしますので、一概には言えないところがありますが、今後は、その辺りも学校の事情を確認しながら、何ができるかを考えてまいりたいと思っております。

【石井委員】

その施設整備には、何か予算づけというか、そういったものはあるんですか。

【板橋支援教育課担当課長】

今のところはございません。

【石井委員】

なし。

【板橋支援教育課担当課長】

はい。

【小田嶋教育長】

3点目が、スタディサプリについて。

【板橋支援教育課担当課長】

G I G A端末の貸与の状況ということでよろしいでしょうか。

【小田嶋教育長】

はい。

【板橋支援教育課担当課長】

ありがとうございます。今、学校数としましては、小学校で74校、中学校で44校での貸与をしているところです。台数で言いますと、11月末時点で、小学校で391台、中学校で548台、学校になかなか行けないお子さんに対して貸与を進めていると聞いております。

【小田嶋教育長】

石井委員、よろしいでしょうか。

【石井委員】

はい。

【小田嶋教育長】

他にはいかがですか。

では、岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。1点だけ質問させてください。

こういう不登校の理由というのは様々だと思いますし、色々な事情があってこのような結果が出てきているということだと思うんですけども、御家庭との、保護者との連携というのは、どのように考えているか、ちょっと教えていただけたらと思います。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【板橋支援教育課担当課長】

学校と保護者との連携ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

学校はできるだけお子さんの変化をキャッチできたところで、早めに保護者の方と連携を取りながら、学校の様子ですとか、家庭の様子について情報を共有しているところです。必要に応じて小まめに連絡を取りましたり、ちょっと必要なと思った場合には、今、中学校にスクールカウンセラー、小学校にもカウンセラーを入れており、カウンセラーへの専門的な相談が校内でできますので、そういうところにつなげたりすることがあります。

とにかく保護者さんも困っている状態にありますので、早めに学校の先生が連絡を取って、そして担任だけじゃなく、今、学校には支援教育コーディネーターが全校に入っておりますので、支援教育コーディネーターも一緒に保護者に対応しているところでございます。

【岩切委員】

支援教育コーディネーターは、1校につき1人いらっしゃるんですか。

【板橋支援教育課担当課長】

はい。1人おります。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

御報告ありがとうございました。ちょっと数点、気になったところを教えていただきたいなと思います。

数年前、確かに不登校の調査をしたことがあるかと思うのですが、1年間の1,000人というぐらいの不登校の人数だったのですが、この新型コロナウイルスの後では、さらにそれ以上、多分もっと人数が増えているのではないかなと思いますので、そういう意味では、本当にこの不登校対策は、川崎市にとっても、教育委員会にとっても、本当に喫緊の課題なんだなと改めて思いました。

色々な調査をこの1年間していただきまして、おかげさまで色々なことを読むことができ、本当にありがたいなと思っています。

それに関して幾つか教えていただきたいんですが、例えば2ページの2/2のところですが、ゆうゆう広場の登録者数のところなんですけれども、年々不登校が増加しているんですが、減少しているというところで、しかも利用者の困っていることとして、勉強のこと、そして朝起きられない生活習慣、生活リズムが取れないというのは、本人の声だと思うんですが、ここの辺りがちょっと不思議な感じがありますが、その原因だとか、もしお考えになっていることがあったら教えていただけますか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【松田教育相談センター室長】

ゆうゆう広場を所管します教育相談センターです。ありがとうございます。

まず、ゆうゆう広場のほうの減少ですけども、本当にこのコロナ禍のところで想像がつくところで、実際には調べてはいないのですが、ICTを活用している学校が何とか子どもたちと繋がろうとしていることが広がっている面があって、ゆうゆう広場のほうに通うのではなくても、何かしらの関わりを持っていてというところが、よく思えばできているかなと思います。あと、外に出るのがすごく不安だという子どもたちが多くなってきているというのが、この、もうまさしくコロナ禍が始まってからつながっているところがありますので、それに表れているのかなと感じています。

ただ、今年度に関しましては、少し上昇傾向がありまして、現在、1月現在で、今、187というところで、少し増加しているのですが、不登校自体が増えていきますので、その辺はなかなか変化は見られていないと思っています。

もう一点、勉強のことで朝起きられないこと、生活リズムに関しましては、勉強のことが、ゆうゆう広場のほうを利用している子どもたちですので、恐らく不安は人間関係であるとか、他の子どもたちと同じように生活不安はあると思うのですが、ゆうゆう広場に通えることで、ある程度そこが解消された上で、自分で今何が足りないかなと感じたときには、勉強、次は勉強だと思っている子どもが多いのかなというのが、74%に出ているのかなと感じています。

ただ、やはり学校で生活する上で、勉強に関しては、すごく比重、子どもたちの心の中で大きなものがありますので、その部分に関しては、こちらとしても対策を練らなきゃいけないかなと思っていますし、少しICTも利用して、ゆうゆう広場でも時間を区切って、なかなか自分か

ら勉強がしたいと思えない子たちに関しては、より積極的なサポートも必要かなと感じているところでもあります。

以上です。

【芳川委員】

ありがとうございます。そういう意味では、勉強について意識が高まったというのはとても大事なことだなと思いますが、そうしますと、ゆうゆう広場から学校に復帰したお子さんたちは、この勉強が足りないから学校に戻ったという形につながっているのかどうか。そのゆうゆう広場から学校の復帰率はいかななものでしょうか。

【松田教育相談センター室長】

ありがとうございます。ゆうゆう広場からの学校の復帰率はそれほど多くなくて、なかなか学年が上がるところで復帰していくということで、30%から40%ぐらいの感じですか。復帰といいますが、完全復帰というわけではなく、学校に足が向き始めるということを含めて改善ということで考えていますが。ただ、ゆうゆう広場に通っている子たちは、中学校までしか通えないのですが、ほぼ9割9分の子たちが高校のほうに進学するというので、その後の自分なりの学びにつながっているということであると、勉強のほうにうまくつなぐためのモラトリアム的な時間としても使ってもらっているのかなという気がしています。

以上です。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

他にはいかがでしょう。

【芳川委員】

すみません。また私が、申し訳ないです。

【小田嶋教育長】

はい、どうぞ。

【芳川委員】

ありがとうございます。不登校がこれだけある中で、ゆうゆう広場の利用はとても少ないかなという感じがしますので、その辺りがさらにどのように増やしていくのかというのは、課題なのかなと、一応感想として思いました。

次、2点目で、別室のことなのですがけれども、別室のデータも読ませていただきましたが、この別室を利用している方は、不登校の方とあとそうではない人と大きく分けて2通りになるかと思えます。

そういう意味では、別室登校イコール不登校の方たちが利用しているというわけではないと理解しているんですが、それでよろしいですか。

【板橋支援教育担当課長】

今回の調査についてということによろしいでしょうか。はい。

今回の調査につきましては、年間30日休んでいるお子さん以外にも、今後、もしかしたら不登校になるかもしれないから、まず別室で心を落ち着かせようというような不登校以外のお子さんも含まれております。

【芳川委員】

ありがとうございます。なぜこの質問をしたかといいますと、私の理解ですけれども、今、別室、色々な学校でつくっていらっしゃるんですが、実は、学級に入れない、いわゆる発達障害傾向のお子さんたちが、言葉がちよっと厳しいんですけども、学級に入れないので、では別室という形で、ある意味ではドロップアウトされた子たちが別室を利用されている例が、実は全国的に見て、そのような市町村、結構あるわけです。

そうしますと、この別室の実態調査というのは、不登校に関係した調査であればいいんですが、本来的には、この学級に入れないお子さんたちという形で、イコール不登校ではなく調査を行い、そして、どうして学級に戻れないのかとか、その辺りの背景とかも、もし可能であればじっくり見ていただく必要があるのかなと思って質問させていただきました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。今回、初めてこういった調査をしましたので、御指摘いただいたように、色々な子たちがその中に入っているということと、あと、私も後で聞きたいと思っていたのは、別室登校の、数はどのように把握しているかなというのと、ここで調査した数がイコール別室登校に来ている数とは違いますよね、対象者が後ろのほうの資料にも出てきますが。なので、その辺りも含めて、今回の調査は一つの発端になっていくと思うのですが、そういった課題を少し整理しながら、今後も続けていく必要があるのかなと感じました。

何かございますか。

はい、どうぞ。

【末木支援教育課長】

今回の調査に関しましては、やはり不登校という視点で調査をかけさせていただきましたので、不登校だったり、不登校になる可能性というのですかね、がある場合にはどのように利用しているか、何人かでございますので、今、先生がおっしゃられたようなことも学校の課題としてあるということは認識をしておりますので、今回の調査で申し上げますと、やはり不登校という視点で調べたということが現状でございます。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【芳川委員】

すみません。もう一つなのですが、不登校は発生した後のフォローが非常に大変ということは、日頃から伺っているわけですね。そうすると、不登校にさせないという未然防止策は、実はかなり大きいウエートを占めていると思うんですが。

ページ1に、1番の、1ページを見ていますと、未然防止のところにかわさき共生*共育プログラムと出していますが、これは、どのような形で不登校といわゆる未然防止と絡んでいるのか、実態などはいかがなものか。もし、資料があれば教えていただきたいのですが。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【板橋支援教育担当課長】

ありがとうございます。かわさき共生*共育プログラムは、子どもたちの社会性の育成ですとか、豊かな人間関係づくり、それから人間関係によるトラブルの未然防止を目的として、今、各学校で年間標準6時間のエクササイズプログラムを行っています。併せて、学級での様子ですとか、お子さん一人ひとりの様子を客観的に測る効果測定を行うことで、クラスの集団の様子ですとか、それぞれのお子さんの心の様子等を測れるようになっておりますので、先生が今おっしゃったような未然防止という点では、ここを有効に使っていくということは、非常に大事だと考えています。

【芳川委員】

ありがとうございます。川崎市の教育の素晴らしいところは、この共生*共育プログラムにしっかり時間を取って、つまり学校のほうに実施をすることによって、子どもたち、例えば自己理解が深まったりとか、もしくは友人関係づくりが上手になるとかと書いているのですが、ただ、この不登校と絡んで見ますと、友人関係で悩んだりとか、あと自己理解を深まらせるのに、結構先生方が足りていないというようなデータが出たりとかしていると、もしかしてこのすぐくすてきなプログラムは、実際は色々な絡みの中で、推測ですよ、うまく実施されていないのかなとついつい疑ってしまいますので、不登校の未然防止の観点から考えて、もし何かチャンスがあったら、その実態などをもし把握できれば、何かさらに安心かなと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

じゃあ、田中委員、お願いします。

【田中教育長職務代理者】

どうもありがとうございました。まず、基本的な事実関係を二つお聞きして、その後で、よく分からないことがあるので、質問させていただきたいと思います。

まず、事実関係なのですが、不登校特例校の話なのですが、これは、全校にこういうのを設けていくわけではないと思いますので、既存の学校の中に幾つかあるうち1校は、不登校特

例校として特別に何か教育プログラムを用意して、子どもを受け入れるということだと思わずけれども、そうだとしたら、今住んでいる場所からかなり遠くまでその子が通うということになるのかなと思うんですが、その辺りのことが一つ。それから、不登校特例校になった場合に、そこでの教師はどのような方がそこにつくのか。既存の学校の先生が併せてやるのでは、とてもできないと思うので、おそらく特別に人を充てなければいけないと思うのですが、その辺りの確保などはどのように考えられるのか。お分かりになる範囲で結構ですので、まず教えていただけますでしょうか。

【末木支援教育課長】

全国の先行事例で申し上げますと、大きく学校型と分教室型というように分かれるかと思っております。分教室型というのは、どこかの学校の分教室という位置づけになりますので、〇〇小学校の分教室という特例校になるかなと。

もう一つは、大都市圏ですとなかなか難しいんですけども、ある意味一つの学校をつくってしまうというのが、学校型になるかと思っておりますので、通常の学校と一緒にございまして思っておりますので、また今後はその辺り、文部科学省との協議などが必要になってくるかと思っておりますけれども、当然既存の分教室型にしても、既存の教師、今のいる先生で対応するという事はなかなかできないので、その人数に応じた配当というのがあるのかなと思っておりますので、引き続きその辺りは調査していきたいと思っております。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。ありがとうございます。

そうすると、例えば学校型になると、また新しく学校ができるので、既存の学校と同じシステムだと同じことが起こると思うので、恐らくそこは、多分違うタイプの学校になっていくと思うんですね。それが例えば日本の場合、オルタナティブスクールといわれるものがとても弱いと言われますけど、かなり単線型で、アメリカのほうがかなりたくさんの選択肢があって、通常の学校へ行けない場合はこちらで行くんだとかいうのが整っているというようなことが言われますけれども、そういうオルタナティブスクールの公立版みたいな形で、子どもが選べる、こちらかこちらかと。やはり今は、多様性を重視する時代ですので、教育についても単線型のこの学校しかない、ここに行くのが一番いいんだ、他はちょっと外れていて、できればこの元の学校に戻るのがいいというのが、今、強い考えだと思いますけど、そうではなくて、もっと多様な性格の学校ができて、選んでいけるということができると、かなり子どもたちの個別の事情を吸収していける可能性があるのかなと今、聞いていて思いました。

それともちょっと関係あるんですけども、よく分からない点と最初申し上げましたのは、この図の今後の方向性というところで、ピラミッドみたいなのがあって、その横に、そういう子どもたちにはこういう対応、支援をとというのがありますが、私の感覚だと、欠席が継続している層と欠席傾向がある層に対する支援は、逆ではないかなという気がするんです。

というのは、欠席が継続してくると、もうなかなか他のタイプの教育機関でなければ難しいなという気もするので、もうフリースクールで行こうとかですね、ゆうゆう広場で行ってしまおうとか、ICTでもう完全に別の教育形態でやろうとかと思うし、不登校特例校が先ほどおっしゃ

った学校型になってくると、もう完全に一つの別の学校になるので、これはやっぱりフリースクールでもない、ゆうゆう広場でもない、もう少し指導要領に沿うような形の別のタイプのものになってくるんだと思うんですけども。

現状を見ると、フリースクール辺りはもうオルタナティブスクールの一つとして認めていって、欠席継続の子は、もうそこで行くんだというような形のような気もするので、例えば分教室型の不登校特例校の場合は、むしろ欠席傾向がある層が、そこに行ってみて、また元の学校に復帰しようかなとかね、そういうようなことなのかなという気もするんですよ。

だから、この欠席継続の支援と欠席傾向の支援が、現状では逆のような気もするんですけども、その辺りは違いますか。

【小田嶋教育長】

はい。少し説明不足というところもあって、不登校特例校そのものに対する御理解を十分していただけていないかもしれないので、では、お願いします。

【末木支援教育課長】

すみません。このピラミッド図が多分分かりづらかったのかなと思っているんですが、まず、校内支援の充実というところから黒い帯がずっと伸びてきていると思うのですが、この黒い帯というのが、全ての層に対して校内でカバーしていきますと。欠席が続いたとしても、校内の支援というのを途切れさせるわけではないという意味で、この黒い帯が続いております。

それから、同じように、校外支援の充実という帯は、欠席傾向が出始めた、もしくは少し顕著になってきた、そしてその欠席がさらに継続的になってしまったお子さんたちをカバーしていく、筋として伸ばしている。

それから、不登校特例校というのは、まだ検討段階ではございますけれども、ここは、欠席傾向がある、まだ校内の支援だとか、学校に通いながらゆうゆう広場とかにも通えるよというお子さんではなくて、そこではカバーし切れない、分教室型にしてもですね、お家から離れた場所になって、これは、明らかにもう学籍を移していただいて通学をしていただくということがございますので、そうすると、場合によっては、欠席傾向が顕著になってきた、それからそこも入るかもしれません。そして、欠席かほぼほぼ欠席しているという、いずれかのお子さんが対象になるのかなと考えているところでございます。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。ありがとうございます。感想を最後に一つだけ。

そうなってくると、これは、今度は法律を変えなければいけないと思うんですけど、今から言うことはですね、不登校特例校が公立のものであったり、あるいは民間のフリースクールが、もう少し指導要領に近づく形にもなったりとかいう、そういう何か多様性の幅が広がって、その総称を不登校特例校というように呼ぶようになると、学校教育の複線確認か、オルタナティブスクールが認められていくというようになるので、そうなるといいなと今、感想ですけど、思いました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。
野村委員。

【野村委員】

何度もすみません。芳川先生のお話の中で、別室登校にも大きく分けて背景が二つあるというお話がありました。今回扱っているような不登校の場合だと、例えば発達障害なので、教室で過ごしにくく別室でということが考えられると思います。

発達障害となってくると、障害とつくことによって、通常級が駄目ならば、次はその別室という選択肢を挟まずに、支援級へという考えが行きがち傾向がまだまだ残っていると思うんですよ。

私も当事者の母親として、これを見ると、もちろん校内支援の充実はずばらしいことだし、必要なものだと思うんですけど、不登校の子だったら、別室という、別室でも学びの充実ということを取り組んでもらえるのに、別の理由だった場合は別室ということの充実を考えないで、じゃあ、支援級に行きましょうという、乏しい選択を強いられているという現状を受け止めていただきたいと思っています。

ですから、どんな理由であれ、その子にとって別室の学びが必要ならば、等しく利用できるようにしてほしい。そういう意味で、私が先ほど申し上げた、このバージョンだったらここから選びなさい、このバージョンだったらこの学びから選びなさいと区切ることが本当に正しいのかというのは、そこにつながっています。

その理由によって扱いが変わることを危惧することの一つとして、もう一つあるのが、コロナ禍で、G I G Aで学んでいたときに、コロナで登校できないからG I G Aで勉強した場合には、欠席扱いにはしないけれど、もともと不登校だったお子さんがG I G Aで勉強するのは、もともとあなたは不登校だったんだから、それは出席停止とはしない、もう欠席ですよと、市町村によってはそういう扱いを受けているという声をネット上でも広く見かけました。

ですので、川崎において、不登校の子が例えば別室でG I G Aだった場合は、その子の出席をどのように扱うのかとか、お家からG I G Aで学んだ場合にはどうするのかとか、そういったところも、その子にとって必要な場所としてG I G Aで学んでいるのであれば、その方法によって扱いが変わるということがないように、そこも等しく考えていただきたいと思っています。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。
他にはよろしいでしょうか。
それでは、報告事項No. 4について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認いたします。

報告事項No. 5 学校施設の更なる有効活用に向けた取組について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 5 学校施設の更なる有効活用に向けた取組について」の説明を、地域教育推進課長、お願いいたします。

【二瓶地域教育推進課長】

地域教育推進課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項No. 5「学校施設の更なる有効活用に向けた取組について」、御説明いたします。お手元の端末のファイルナンバー「05_【報告事項No. 5】」をお開きください。

表紙をおめくりいただきまして、ファイル1ページ、「学校施設の更なる有効活用に向けた取組について・みんなの校庭プロジェクト」について御説明いたします。

初めに、「① 取組の概要」でございますが、みんなの校庭プロジェクトは、自由に遊べる空間を広げ、子どもたちが本来持っている外でボール遊びを思い切りしてみたいという欲求など、子どもの「やりたい」を実現する取組でございます。

今年度は、各区1校をモデル校に定め、アンケートの実施など、様々な取組を実施しているところでございまして、子どもたちの思いや主体性を大切にしながら、子どもが自由にのびのび遊べる環境づくりを進めております。

本取組を進める上で、「2 現状と課題」でございますが、校庭開放自体は、コロナ禍以前には87校で開放しておりました。しかしながら、一部の学校では、新型コロナウイルス感染症対策の徹底が難しいなどの理由から、現在は44校での開放にとどまっております。

また、今年度、児童・保護者へのアンケートの実施やPTAや地域の方々ともお会いし、本取組について伺ったところ、見守り活動など協力できるとの声をいただき、教職員の負担軽減を図りながら、PTAや地域人材の御協力も得ながら、安定的かつ持続可能な全校実施を目指してまいります。

その下に移りまして、「② 子どもたちの声から」でございますが、本取組を進める上では、特に子どもの声を大切にしていきたいという思いから、昨年5月に、約4,800人を対象にアンケートを実施。結果、ボール遊びなど思い切り体を動かして遊びたいとの声が多く寄せられました。

また、我々事務局職員が学校に行き、アンケートでは聞き取れない子どもたちの生の声を聞く意見交換も実施してまいりました。子どもたちからは、「公園のように校庭で自由に遊びたい」、「校庭だったら思いっきり走れる」などの多くの声が寄せられたところでございます。

こうした子どもたちの声を受けまして、資料右上段に移りまして、「③ 基本的な考え方」でございますが、「放課後の校庭を公園のように捉え、学校という安全・安心な場所において、ボール遊びなど、自由にのびのび遊べる」ように全校展開してまいります。特に、子どもの意見を最大

限取り入れたルールづくりや、全校で持続可能なしくみづくりを進めてまいります。

その下、「④ 今年度の取組① 子どもたちを中心としたルールづくり」につきまして、モデル校において実施してまいりました事例を掲載しております。

古川小学校では、児童会運営委員会委員と意見交換を実施し、子どもたちからは家に帰ってから遊びたい、学年ごとに遊ぶ内容やエリアを分ける、曜日や時間を分けるなど、具体的な提案がございました。

2 ページを御覧ください。古川小学校と同様に、上丸子小学校における取組を掲載してございますので、後ほどこちらを御覧ください。

こうした取組につきましては、本年度、各区のモデル校におきまして順次実施しているところでございます。

次に、「⑤ 今年度の取組② 地域と連携した仕掛けづくり」でございますが、こちらは各区役所と連携し、地域の方々の御協力を得ながら、主に休日に子どもたちが校庭で楽しく遊べる仕掛けづくりを実施してまいりました。

次に、資料右上段に移りまして、「⑥ 今年度の取組③ 全校実施に向けた取組」といたしまして、既に全校に設置され、児童にもなじみが深い、わくわくプラザ事業と連携し、小杉小学校におきまして、試行的に開放を実施いたしました。計8回の実施日を設け、雨天中止の日もございましたが、子どもたちからは、楽しかった、またやってほしいとの声が上がった一方で、遊具の管理などの課題も分かり、今後の全校展開に向けての参考となるものでございました。

次に、「⑦ 今後に向けた取組」でございますが、各モデル校における取組等を基に、子どもたちを中心としたルールづくりの手法等をまとめた「校庭開放実施に向けた手引き」を作成し、全校に横展開を図ってまいります。手引きでは、これまでの子どもたちの声を受け、基本的な考え方から子どもたちを中心としたルールづくり、わくわくプラザとの連携、PTAや地域人材等の協力、既に開放している事例などを取りまとめ、令和5年度には、全校でのルールづくり、令和6年度には全校で校庭開放をスタートしてまいります。

以上、みんなの校庭プロジェクトの取組でございまして、続きまして、「K a w a s a k i 教室シェアリングプロジェクト」について御説明いたしますので、3 ページを御覧ください。

初めに、「① 取組の概要」でございますが、本市では、学校施設開放においてよく使われている校庭や体育館だけではなく、特別教室等の更なる有効活用を進めるために、令和元年度からK a w a s a k i 教室シェアリングプロジェクトの取組を進めているところでございます。

本プロジェクトは、学校教育に支障のない範囲で、学校施設が市民共有の財産として、より利用しやすい場所となることを目指しており、これまでに新たな利用の可能性を探るためのイベントや、新たな管理手法を探る検証を実施してきたところでございまして、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から具体的な取組を控えておりましたが、今年度は各区1校をモデル校を定め、各種取組を進めているところでございます。

また、資料上段右に移りまして、「4 アンケートの実施結果」でございますが、昨年7月から8月にかけて市民向けにアンケートを実施し、4割以上の方が「学校施設が開放されていることを知らなかった」、一方で、7割以上の方が「特別教室等を今後利用してみたい」との結果となり、本事業に対する課題把握とともに、特別教室等のさらなる有効活用に向けた市民の利用ニーズを一定程度把握することができたものと考えております。

また、新たな利用を誘引するためには、「利用手続の簡略化や利用状況の可視化といった取組が必要である」といった御意見も多数ございました。

次に、資料中段左に移りまして、「② 市民との協働による取組」でございますが、今年度のモデル校のうち、百合丘、土橋、川崎の3小学校で、アンケートの回答者を主な対象としたワークショップを開催し、特別教室等の利活用に向けたアイデア出しを行ってまいりました。

ワークショップの中では、「多世代のつながりを作りやすいポテンシャルがある学校という施設の特徴を生かして、単なる場所貸しではなく、子どもたちが色々なことを体験・学習できるような場になってほしい」、「特別教室等の利用をきっかけとして、卒業した後も、ずっと学校に関われるようになれるといい」、「特別教室等の利用に当たっては、学校に負担がかからないようにしなければならない」といった御意見をいただいたところでございます。

資料の中段右側に移りまして、「2 お試し開放イベントの開催」についてでございますが、本プロジェクトの取組を広く周知することなどを目的として、東小倉小学校におきまして、幸区を拠点に活動している地域団体と連携し、子ども向けの体験講座を昨年11月に実施したほか、本年1月から2月にかけてワークショップ等を通じて出たアイデアを基に、実際に特別教室等を使ったイベントを実施してまいりました。

イベントの参加者からは、「学校だと安心して参加できる」、「自宅から近いので参加しやすい」といった声が寄せられたところでございます。

次に、4ページを御覧ください。「③ 学校施設の更なる有効活用に向けた実証実験」についてでございますが、空いている特別教室等をさらに活用できるような仕組みの構築、及び、校庭や体育館を含めた運用方法の見直しに向けて、民間提案制度を活用した実証実験を、小杉、高津、菅の3小学校で実施しております。

実証実験では、アンケート等で寄せられた、利用者及び管理者の負担軽減を図る利用手続の簡素化、空いている施設を確認できるしくみづくりである予約状況の可視化、管理者の常駐を必要としない施設管理や鍵の受渡しが必要となくなるしくみづくりといった、各種課題の解消に向けた検証を行ってまいります。

本実証実験の連携事業者といたしましては、「株式会社構造計画研究所」と昨年10月に協定を締結し、同事業者の製品である予約システム「まちかぎりモート」と、Remote LOCKやTOBIRAといったスマートロックの機器を実証実験期間中無償で提供いただくものでございます。

また、本実証実験の実施に向けては、学校、PTA、学校施設開放運営委員会と協議・調整しながら、昨年末から予約システムの操作練習を開始し、今月の利用分から予約システム及びスマートロックでの試行運用を実施しているところでございます。

資料右上に移りまして、「5 実証実験の内容」でございますが、予約システム「まちかぎりモート」につきましては、校庭や体育館を含めた全ての利用団体に御利用いただいているところでございまして、まちかぎりモートで予約のお申込み等を行っていただくことで、紙による利用申請等の手続を試行的に省略しております。

また、Remote LOCKをはじめとしたスマートロックにつきましては、特別活動室などの利用団体のみに御利用いただいているところでございまして、様々なパターンを検証するために学校によってスマートロックの種類を変え、具体的には、小杉小学校では、地域ラウンジ及び

通用門全て暗証番号で解錠する物理鍵が完全でない運用、高津小学校では、特別活動室が位置する特別教室棟の玄関を暗証番号で、通用門は物理鍵を門の横に取り付けられている鍵ボックスから暗証番号を使って取り出す運用、菅小学校では、全ての物理鍵を門の横に取り付けられている鍵ボックスから暗証番号を使って取り出す運用となっております。

なお、スマートロックについてでございますが、スマートロックと連動した予約システムが、予約ごとに作成した暗証番号を利用団体へ事前にメールで送信し、利用団体は自分たちの利用時間にその送信された暗証番号を入力することで門や鍵ボックスが解錠できるといった仕組みとなっております。

資料の下段の左側に移りまして、「④ 今後の取組の方向性」についてでございますが、学校施設有効活用事業につきましては、学校施設開放運営委員会を中心に、利用団体の相互協力による運営が基本となっているところでございます。具体的な運営方法や特別教室等に配置が学校ごとに異なっているため、現状を把握するために、昨年10月から11月にかけて、全ての小・中・特別支援学校170校に対して事務局職員によるヒアリングや現地調査を実施してまいりました。

また、利用団体や学校からは、紙の書類が多いことや鍵の受渡しなどが負担になっているため、手続等の電子化に向けた取組を進めることに対し多くの御賛同を得て、特に利用団体からは、こちら体育館になりますけども、使用料の支払いもぜひ電子決済化してほしいとのさらなる御要望もいただいているところでございます。

なお、既に予約システムやスマートロックを公共施設に導入している自治体におきましては、「教職員の負担軽減によるコスト削減ができています」、「管理者の負担軽減と利用者の利便性向上が実現できている」といった効果が生まれているとのことございまして、学校が市民共有の財産として、より利用しやすい場所となるよう、課題を整理しながら、地域と協働で検討を進めてまいります。

最後に、右下に、今後のスケジュールについてでございますが、年度内に開放可能な特別教室等の分類化や、これまでの取組の検証、課題等の整理を行った上で、今後の事業の在り方について検討してまいりたいと考えております。

「学校施設の更なる有効活用に向けた取組について」の説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

二つのことが、校庭開放プロジェクトと教室シェアリングということでしたが、御質問等いかがでしょうか。

芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

御報告ありがとうございました。教えていただきたいのですが、すごくすてきだなと思っているのですが、みんなの校庭プロジェクトなんですけど、多分お試しだからかもしれませんけれども、何か小学校が主体になっているような気がしますが、中学校では、これから先どういう形になりそうでしょうか、教えてください。

【二瓶地域教育推進課長】

校庭プロジェクトは、放課後の校庭を利用する形となっております。確かに小学校でもクラブ活動というのは一部あるんですが、基本的に小学校で進めておりまして、中学校は、部活動が多くあるものですから、まずはこちらは、小学校の校庭開放という形で進めているところでございます。

【小田嶋教育長】

それでよろしいでしょうか。

【芳川委員】

いいですか、すみません。小学校での取組はとても大事だなと思っているんですけども、これから先、放課後の校庭開放ですから、中学生にも使えるかもしれませんけれども、実際には、中学生たちも帰り組が多いですので、みんながサークル、部活動というわけではなくて。

質問したいのは、居場所がないと、中学生、高校生からよく声が出てくるわけです。そうしますと、その子たちの居場所をどこで持たせたらいいのか。小学校は最適だということではないんですけども、この校庭開放の中では、例えば卒業した中学生だとか、地元の高校生たちがもし何らかの形で使いたいときには、使うことは可能かどうか。その辺りは考えていらっしゃいますでしょうか。

【二瓶地域教育推進課長】

ありがとうございます。まず、現状では、まず小学校、これまでに開放してこなかったというところもありますので、まずは小学校を対象に全校展開していきたいと考えております。今、委員からお話があったように、中学生もまさにこれ、自分が通っていた小学校でもありますので、実はその居場所というところでは、一つ、水曜日の今、学習支援でいう寺子屋を展開していたりだとか、あと学校によっては、地域のスポーツクラブ等が、いわゆる放課後に校庭開放をやっている、あとわくわくプラザ事業がある、プラスそういったスポーツ教室をやっているとかですね、一つそういった機能が複数重なっている学校もあります。

私たち、それらを実際に現場を見に行きまして、非常に子どもたちにとっていい選択肢になっていると捉えておりまして、これを小学校だけでというのはもったいない話なのかもしれませんし、ここで進めながら、今後は中学校にも、校長会ともお話をしながら取組を共有した上で、色々展開をこれから考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

【芳川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

この事業を進めていく上では、保護者とか地域からの協力や支援というのは、不可欠だと思います。このモデル校での色々なアンケートでは、非常にポジティブな意見が多くて、非常にいい方向ではあるかと思いますが、これから広げていく場合に、地域の保護者などの支援、これがもし仮にあまり芳しくないようなところであった場合には、開放の可否であるとかの可能性というのは、どのように考えておられるのでしょうか。

【二瓶地域教育推進課長】

この校庭開放の取組につきましては、まずはわくわくプラザ、これは全校に設置されておりますので、そのわくわくのスタッフは、それぞれ地域の方から採用された方が、顔の見える関係で子どもたちを主に低学年が多いんですけども、預かっています。それに加えて、PTAの方であったり、例えばコミュニティスクールの方であったり、地域の方などにお声がけをさせていただきながら、日常的に見守り体制を取るのがわくわくプラザとしながら、併せて、そういった保護者や地域の方の見守りというのが確保できればなと思っておりまして、そこは協力いただける範囲で、無理のない範囲で御協力いただければと、そのように思っているところであります。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

他にはいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。質問をさせていただきたいのですが、資料の1ページ目の右側に、子どもたちの意見を聞くというところがあります。遊んで疲れた後に重いランドセルを背負って帰るのが大変だから、お家に帰ってから遊びに行きたいという一方で、その下には、家に帰ってから遊びに行く、帰らないでそのまま遊べるのかをそれぞれの都合で選びたいという意見があります。

そうなってくると、下校後に子どもたちの出入りが続くということになると思うんですが、門が常に開いた状態だったりすると、安全上どうなのでしょう。何かそれを誰が入って、怪しい人が入ってこないかチェックしてくださるような方をきちんと配置できるのだろうかというのは、保護者としても不安なのですが、いかがでしょうか。

【二瓶地域教育推進課長】

下校時は、確かに門は開いている状態で、皆さん下校されています。今、もう一度家に帰ってから、またそれからそのまま残るケース、ある程度、あまり煩雑にならないように、ある程度統一的なルールをつくっていくということも一つあるのかなと思っています。

また、外部から、先ほどの協力ではないですが、PTAの方たちが入るときには、今でも我々の職員証のようにIDカードを持って学校に入っていただくような、そういった形は継続していきたいと思っております。

あとは、わくわくプラザとも連携しながらということではあります、放課後の、例えば小学

校では下校指導ではないですが、先生が門に立って、下校指導しているケースもございますので、様々な色々なパターンで、安全対策というのは、安全確保というのは、我々も追求していきたいと思っております。

以上です。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

充実した説明ありがとうございました。この資料の中に物すごい情報が集まっていて、興味深く拝見しました。

よく分からないのが、管理責任というか、管理主体がどうなっているかということなのですが、根本的には校長先生になるのか、あるいはこの開放の時間帯については、例えばわくわくプラザが校庭開放の面倒を見るときは、わくわくプラザを実施している事業者がその学校全体の管理責任者になっているのか。さらには、下の教室シェアリングのほうですね、こちらは、学校施設開放運営委員会というのがあると伺いましたが、教室シェアリングについては、基本、この委員会が管理責任者になっているのか、あるいはこの委員会が校庭開放も全体を見ているのか。その辺りの管理形態とか、管理主体がよく分からないので、教えていただけますでしょうか。

【二瓶地域教育推進課長】

まず、1点目の校庭開放の管理責任のところの御質問だと思いますが、まず、学校管理下からいわゆる教職員の監督から外れた場合は、こちらの保護者責任という形になっております。ただ、わくわくプラザに登録している児童はわくわくプラザの管理下になるのですが、一度下校して、また再度学校に来るということになりますと、学校の管理下からはもう外れて保護者の責任という形になっております。

それから、施設開放における開放運営委員会の方は、これは、施設管理者自体は学校の校長なのですが、基本的にこの施設開放自体は、開放運営委員会が地域の方と連携しながら、自主的な運用を担っていただく形を、形態を取っておりますので、基本的には、運営であるとか原状復帰みたいな形は、開放運営委員会のほうにお願いをしているところでございます。

また、この開放運営委員会は、校庭開放プロジェクトとは、切り離しておまして、校庭開放は、小学校におけるまず取組を実施いたしまして、施設開放は、それこそ小・中・特別支援学校とも開放運営委員会という形を取ってですね、地域の方の利用に寄与しているところでございます。

以上でございます。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。

ちょっと補足で、管理責任というときに、先ほどの保護者責任というのは、子どもたちに対す

る責任だと思うのですが、そうではなくて、私が聞いたかったのは、この校庭を管理する責任主体は誰かということなのですが、これは、わくわくプラザの実施事業体でよろしいですか。

【二瓶地域教育推進課長】

施設管理者は学校になりますので、市になります。

【田中教育長職務代理者】

なるほど。では、教室シェアリングにしても、校庭開放のほうにしても、基本的には校長先生のほうの責任と。それを教室シェアリングは、運用については、開放運営委員会にお任せしてやっていると。校庭開放のほうは、わくわくプラザと連携している場合には、その時間帯は、わくわくプラザの実施主体が三つの責任を持っているということでのいいのですか。

【二瓶地域教育推進課長】

わくわくプラザに登録している児童は、わくわくプラザ管理下の中にあり、それ以外の…。

【田中教育長職務代理者】

ごめんなさい、児童ではなくて。例えばその校庭開放しているときに、子どもたちが遊んでいますよね。

【二瓶地域教育推進課長】

はい。

【田中教育長職務代理者】

どこから変な人が入ってきたとか、フェンスが壊れそうになったとか、そういうときの管理責任。ハードな施設、学校、校庭の管理責任者は誰なのかと聞いています。

【二瓶地域教育推進課長】

学校の施設管理者自体は校長先生になりますので、教育委員会になります。

【田中教育長職務代理者】

分かりますけど、ただ、校庭に何か起こったときの、その現場での対応主体は。

【二瓶地域教育推進課長】

何か例えば子どもたちがけがしたときとかの対応のところもあるんですが、基本的には、まず初動対応としては、わくわくプラザのスタッフが、その登録いかんにかかわらず対応はしていきます。ただ、中には、保護者へ連絡取らなくてはいけないケースとか、色々なパターンが想定されます。そこに関しては、学校とわくわくプラザがしっかり連携した上で、保護者への連絡、もしくは、中には救急等と呼ぶ場合もあるかもしれませんが、そういった対応を学校とわくわくプラザが連携しながら実施していく。そのように考えているところでございます。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他には。
岩切委員。

【岩切委員】

1点だけ質問です。K a w a s a k i 教室シェアリングプロジェクトのほうですけれども、教室は、特別教室のみということで、一般の教室は施錠されていると考えてよろしいでしょうか。

【二瓶地域教育推進課長】

我々、今、考えているのは、この特別教室であるとか、あと多目的スペースであるとか、あと特別活動室というのがありまして、基本的には普通教室は切り離しています。我々が今、分類化している中では、中には普通教室と連続してそのスペースがある場合は、なかなか普通教室の目の前を横切ってその諸室に行くということは、想定しづらくて、できれば普通教室と、例えば外部動線ができていくような部屋であるとか、そういったところを我々、今、現地調査をしたところでして、開放可能か否かというところをこれからしっかり分類化していこうと考えているところでございます。

【岩切委員】

あともう一点質問なのですが、全ての学校で同じようなルールで行うということでもよろしいですか。それとも学校ごとで色々なルール、例えば教室の使い方とか、そういったことを決められるのか、その辺りについてお聞きしたいです。

【二瓶地域教育推進課長】

基本的に、学校施設、使う諸室は、学校ごとによって、ただし、学校の施設開放の運用自体は、我々、手引きを定めて、統一的なルールの下、地域の皆様に御案内をしているところであります。例えば時間を、体育館の開放などは9時までというようにルールを決めて、統一的なルールをさせていただきます。

そこは、一定程度、そういった形で地域の皆様に今後も利用を継続していく、そのように考えているところです。

【小田嶋教育長】

他にはよろしいでしょうか。
野村委員。

【野村委員】

管理の部分で、今田中委員のほうからも御質問があったかと思うんですけども、そのままの子はわくわくで、下校後また来る子の子どもに関しては保護者の責任でというところで、緊急事態のときには登録いかにかわらず、わくわくのスタッフの方が初動で動いてくださるというのは安心なんですけど、想像してみたときに、やっぱりその子どもはわくわくからそのまま来ているのか、一回家に帰ってからなのかによって、管理の形態が違う人同士がそこに混ざっているというのが、トラブルの元になりそうな予感があるんですね。

本当にみんなが自由に集まる公園であれば、あなたのせいでしょうとかということ、誰かがどこに責任を持つのかということに関しては話が違うと思うんですけど、学校という場所を貸す限りは、やはり責任のところではっきりしておかないといけないような気がしていて、例えばわくわくも定期的利用と自由利用、スポット利用とあるのに、例えば校庭開放の利用登録とかというのに準じて、誰がそこに来ているのか、緊急時に保護者と連絡を取るのはどこなのかというのは、やはり学校という場所を貸す以上は、公園よりはもう少し管理をはっきりさせて保護者と、学校と連携しながらやっていくということも、またちょっと曖昧な気がするので、必ず保護者とすぐに連絡が取れるような環境をきちんと作っておくほうが、本当に子どもたちが安心して遊べるような場になるような気がしています。

【二瓶地域教育推進課長】

今のところで1点、補足させていただきたいんですが、実際に今空いている学校、44校あるんですが、今、既に実はそういった保険も何もない中で、それこそ学校は昔から、慣例ではないですけども、従前から空いているよという形で、それこそ今でも一度帰ってから来る子とわくわくと、一つの校庭でそれぞれ遊んでいる状況です。

今回、我々が考えているのは、プラスさらに、例えば保護者の方にわくわくへ登録を促したりであるという周知啓発は、これまで取っていなかったのですが、そういったところは我々教育委員会でもしっかり、PTAなどとも協力しながら御案内をしていきたいと考えております。

【小田嶋教育長】

他にはよろしいでしょうか。

課題は、今モデル実施をやりながら色々出てくると思いますので、そういった課題への対応も含めながら、これから全校に広げていくということになっていくと思います。また御意見等がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 5について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認といたします。

報告事項No. 6 (仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 6 「(仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について」」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【山口生涯学習推進課担当課長】

すみません、それでは報告事項No. 6 「(仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について」御説明いたします。

【報告事項No. 6】のファイルを御覧ください。

本件は、令和4年8月23日の教育委員会において、御報告いたしました「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画」策定後の検討状況等について、御報告させていただくものでございます。

「1 再編整備の概要」、「(1) 概要」でございますが、川崎市教育文化会館と川崎市立労働会館機能の再編整備に合わせ、現在の労働会館施設を大規模改修し、(仮称)川崎市民館・労働会館を設置するものでございまして、「(2) これまでの経過」としましては、平成30年3月に「川崎市における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」を策定し、労働会館内に市民館機能を移転することを決定して以降、管理運営と施設整備の両面から検討を進め、令和4年8月に事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する基本的な事項等を明らかにする「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画」を策定したところでございます。

「ア 管理運営」でございますが、令和3年1月に策定した「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」において、従来の事業・サービスの継続などについて検討していくことを明らかにするとともに、令和4年8月に策定した「管理運営計画」において、事業計画、施設利用計画、広報計画、運営組織等の基本的な考え方を明確にしたところでございます。

「イ 施設整備」でございますが、基本計画において、構造躯体は、適切な施設・整備の改修を前提として、令和元年度から77年間利用可能との評価結果であることや、改修概算工事費約48億円と改築概算工事費約77億円の比較等を踏まえ、大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業として、計画的に大規模改修を実施することとし、令和3年度以降は、詳細設計を進めてまいりました。

右側に移りまして、「2. 管理運営の検討状況」、「(1) 新施設条例の考え方」でございますが、今年度を実施した他都市調査では、機能が複合する施設における条例の形態は、複合施設条例を新設する場合と機能ごとに個別条例を改正する場合があります、それぞれ下の表にお示しさせていただいている特徴がございました。

新施設は、フロアや諸室で教育文化会館と労働会館の機能を明確に区分せず、一体的かつシームレスな形で設置・運営することに大きな特徴がありますので、施設の一体性をより分かりやすく市民にお示しする必要があると考えてございます。

そのため、それぞれの個別条例で機能や利用料金を規定し、施設の管理区域を明確に区分する個別条例の改正ではなく、施設の設置目的や利用料金等を包含する複合施設条例「(仮称)川崎市

民館・労働会館条例」を新設することが適していると考えており、今後、詳細を検討してまいります。

なお、既存の川崎市立労働会館条例及び川崎市教育文化会館条例は廃止する予定でございます。

「(2) 条例所管の考え方」でございますが、新施設では、現施設で実施している勤労者福祉事業と社会教育振興事業について、供用開始後も経済労働局と教育委員会事務局がそれぞれ主体的に担っていくことから、条例所管は経済労働局と教育委員会事務局で共管することが適していると考えており、今後、詳細を検討してまいります。

「(3) 財産所管及び施設管理の考え方」でございますが、財産所管については、大規模改修を行う労働会館施設が経済労働局所管施設であることに加えて、フロアや諸室で機能を明確に区分せず、一体的かつシームレスな形で設置・運営することに大きな特徴ございますので、引き続き、経済労働局が単独で財産を所管することが適していると考えており、今後、詳細を検討してまいります。

また、施設管理については、経済労働局と教育委員会事務局の責任の所在を明確にした上で、川崎区役所や指定管理者とも連携し、適切に実施していく方向で詳細を検討してまいります。

2ページを御覧ください。「(4) 今後の検討事項」でございますが、令和4年8月に策定した「管理運営計画」や他都市調査の結果等を踏まえ、下の表にございます考え方で、今後、詳細を検討してまいります。

また、令和5年6月議会への「(仮称)川崎市民館・労働会館条例」議案の上程に向け、利用料金、利用区分、利用時間、指定管理の手続等について検討し、その後、減免対象等に関する事項や指定管理業務の仕様書等の指定管理業務に関する事項について検討してまいります。

「3. 施設整備について」でございますが、令和3年1月に策定した「基本計画」における施設整備の四つの対策を踏まえ、詳細設計を行い、整備を進めてまいります。

「(1) 防災・BCP対策」でございますが、昨今の浸水の被害状況や立地性を踏まえ、一層の安全性を確保するため、想定される浸水深でも電気・機械設備が水没しない設備棟を新設いたします。

また、所定の耐震強度を確保するために鉄筋コンクリートの耐震壁や鉄骨のブレース等の耐震補強を実施いたします。

さらに、非常用発電機、コージェネレーションシステム、マンホールトイレを整備いたします。

「(2) 老朽化対策」でございますが、建物の屋上防水、外壁タイルを改修いたします。

また、電気設備、空気調和設備、給排水設備及び舞台機構・照明・音響設備を更新し、併せて、耐震対策を実施いたします。

「(3) 質的向上対策」でございますが、諸室の多機能化・高機能化・可変性の確保及びフリースペース等のニーズの高い新たなスペースを創出いたします。

また、富士見公園との連続性を重視した1階市民ギャラリー・売店・飲食スペース等を整備いたします。

さらに、バリアフリー化、内装の木質化、トイレの快適化を行ってまいります。

「(4) 環境対策」でございますが、照明のLED化、太陽光発電・蓄電池設備による再生可能エネルギーの活用、節水型器具、潜熱回収型給湯器等を採用いたします。

また、スケルトン改修工事とすることで改築と比較して産業廃棄物や環境負荷の大幅な削減を

行ってまいります。

「4. 改修工事費について」でございますが、労働会館・教育文化会館再編整備事業費について、令和4年度予算においては、約49.6億円としておりましたが、諸室の配置計画の確定や機能、仕様等の具体化に向けた詳細設計及び資材高騰の影響等により、約69.1億円（約20億円の増額）を予定してございます。

なお、衛生、舞台照明・音響及び昇降機設備につきましては、今後、工事発注に向けた精査を進めてまいります。

右側に移りまして、「(1) 資材高騰による増額（約8億円）」につきましては、世界的なコロナ禍やウクライナ危機など、社会情勢による原料価格の高騰等などの影響により、建設資材の価格が上昇しているものでございます。

「(2) 詳細設計による増額（約12億円）」、「ア 設備棟の増床、配管ルートの延伸」でございますが、防災・BCP対策として、一層の安全性を確保するため、重要な設備である受変電設備、非常用発電機その他、コージェネレーションシステム等の更新に併せて、新設する設備棟を増床いたします。また、電気・機械設備機器の設備棟への設置と併せて、電灯動力盤等を追加、配管配線ルートは、耐震壁等を貫通できないことから、屋上に迂回してまいります。

「イ 控壁・杭」でございますが、耐震対策として、諸室配置等を確定して詳細な構造計算をした結果、耐震補強のため1階柱の一部に補強用の控壁を設置いたします。

「ウ 目隠し壁、ごみ置き場」でございますが、老朽化対策として、劣化が進行した既存コンクリートブロック壁を撤去し、目隠し壁を設置いたします。また、設備棟の増床に伴い、外構を見直し、ごみ置場を別の位置に新築いたします。

「エ ルーバー」でございますが、環境対策として、施設のエネルギー使用量を削減するため、日射負荷を20%低減するルーバーを外壁窓に設置いたします。

「オ 防音設備」でございますが、詳細な構造計算の結果、屋上の空調機器の重量による建物への負荷抑制のため、当初北側に設置予定であった機器を南側に変更したことに伴い、騒音規制が厳しくなることから防音設備を追加いたします。

「カ その他」でございますが、大規模な既存躯体を再利用するに当たり、コンクリート構造に影響を与えないよう、既存設備機器及び配管等の撤去について、手作業などを含む解体を行ってまいります。また、構造への負荷を軽減するため、ホール屋根につられている音響反射板の一部を、ホール床に設置する構造に変更いたします。

3ページを御覧ください。

2ページで御説明いたしました「ア 設備棟の増床、配管ルートの延伸」から「オ 防音設備」の位置をお示ししてございます。

4ページを御覧ください。

「今後のスケジュールについて」でございますが、令和5年6月に新施設条例議案を、令和6年6月に指定管理者の指定議案を上程し、令和7年1月に新施設を開館する予定でございます。

なお、参考資料として、配置図と平面図を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

説明につきましては以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

【田中教育長職務代理者】

どうも、いよいよ、できつつあるということで、期待を込めて聞いておりました。ありがとうございました。

建設費というか、改修費というか、その話なのですけれども、当初の見通しでは改修概算工事は約48億円で、改築概算工事費が77億円ということだったのが、実際に改修をやろうとしたところ、69億円まで上がったということですよ。

そうすると、77億円と割と近くなってきていますけど、ただ資材高騰だとか、また詳細設計がきめ細かくなってきて充実してきたということであれば、当初、改築だと77億円だったというの、もしそれでやるとしたら、同じような額が上がっていると見てよろしいでしょうか。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

そうですね、今回、改修につきましては48から70億円近くなるということで、改築につきましては当初77億円でやっていたのですけれども、今どのぐらいなのかなということで、実際に実施設計を行っております設計事務所のほうに、これの会社につきましては、再生建築を専門にしているところがございます、そちらに出してもらったところ、大体91億円ほどになるということが出ております。

また、実際にやっていく中で、地下に埋蔵物があったりすると、さらに増える可能性もありますので、現時点でも20億円以上の差があるというようなことで見込んでいるところでございます。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 6について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 6は承認といたします。

報告事項No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

鷹嘴庶務課長が説明した。

報告事項No. 7は承認された。

9 議事事項

議案第47号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

議案第48号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

議案第49号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項に入ります。

なお、議案第47号から議案第50号は、令和5年第1回市議会定例会に提案する議案に関するものでございます。

これらのうち、議案第47号「(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、議案第48号「(仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、議案第49号「(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」の議案3件につきましては、いずれも学校給食センター整備等事業の契約の変更についての議案となりますので、議案3件を一括して審議したいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案3件を一括して審議いたします。

議案3件の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【岩丸健康給食推進室担当課長】

それでは、学校給食センター整備等事業の契約の変更について御説明いたします。本件は、令和5年第1回市議会定例会に議案として提案するものでございます。議案第47号は南部学校給食センター、議案第48号は中部学校給食センター、議案第49号は北部学校給食センターでございますが、説明は一括して行いますので、ファイルナンバー「08-4_【議案47・48・49号】資料のファイルを御覧ください。

初めに、「1 サービス購入料の仕組み」でございます。本事業はPFI事業手法を用いて、施設的设计・施工から完成後の維持管理、運營業務等も含め実施しておりますが、業務ごとのサービス購入料の構成は設計・建設業務のうち、一括払のサービス購入料A、割賦払いのサービス購入料B、開業準備業務のサービス購入料C、維持管理・運營業務のうち、固定料金のサービス購入料D、変動料金のサービス購入料Eで構成されております。

次に、「2 変更理由」でございますが、事業契約書第71条の規定等に基づき、物価変動による契約金額の変更を行うものでございます。

次に、「3 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定について」でございますが、サービス購入料D（固定料金分）及びE（変動料金分）については、「契約締結年度」と「支払い対象となる令和5年度の維持管理・運営を行う前々年度4月が属する年（令和3年度）の対象となる価格指数の年度平均指数」を比較し、1.5%を超える変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしているところでございます。

今回、改定の対象となる費用は、固定料金分のうち「維持管理費相当分」、「運営費相当額（光熱水費相当分を除く）」、「運営費相当額（電気代相当分）」、「運営費相当額（ガス代相当分）」、「運営費相当額（上下水道料相当分）」及び変動料金分のうち「光熱水費相当分以外の単価」、「電気代相当分の単価」、「ガス代相当分の単価」、「上下水道料相当分の単価」であり、改定率については右上にある表のとおりでございます。

なお、固定料金の「運営費相当額（上下水道料相当分）」及び変動料金の「上下水道料相当分の単価」については、改定率が1.5%以下となっておりますので、改定はございません。

次に、「4 改定後の各サービス購入料及び契約金額」でございますが、（1）南部学校給食センターを御覧ください。

先ほど御説明した各サービス購入料の改定額は表のとおりでございまして、物価変動により、現在の契約金額「154億5,321万7,446円」を「154億7,128万2,989円」に変更いたしまして、税込みで1,806万5,543円の増額を行うものでございます。

1枚おめくりいただきまして、（2）中部学校給食センターを御覧ください。

物価変動により、現在の契約金額「112億3,871万2,765円」を「112億5,473万769円」に変更いたしまして、税込みで1,601万8,004円の増額を行うものでございます。

次に、（3）北部学校給食センターを御覧ください。

物価変動により、現在の契約金額「81億388万9,652円」を「81億1,648万848円」に変更いたしまして、税込みで1,259万1,196円の増額を行うものでございます。

議案第47号、48号、49号の説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては、1件ずつ行ってまいります。

まず、議案第47号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第47号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第48号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第48号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第49号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第49号は原案のとおり可決いたします。

議案第50号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

【小田嶋教育長】

続いて、議案第50号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、議案第50号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」、御説明申し上げます。

初めに、ファイルナンバー「08-1_【議案第50号】」のファイルをお開きいただきまして、2ページを御覧ください。

こちらは、令和5年第1回市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取についての回答案でございます。

今回、市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務の部分は、令和5年1月17日の教育委員会定例会において御承認をいただきました「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について」と、本日、御承認いただきました、「(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、「(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、「(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」の他、後ほど御説明いたします、「川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、「令和5年度川崎市一般会計予算」、「令和4年度川崎市一般会計補正予算」となっております。

次に、ファイルナンバー「08-2_【議案第50号】資料」のファイルをお開きいただき、2ページの資料1を御覧ください。

下段の参考にごさいますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書でごさいます。

次に、3ページの資料2を御覧ください。

「川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」の議案概要でごさいます。

こちらは、職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、資料に記載のとおり改正するもので、施行期日を令和5年4月1日とするものでごさいます。

条例議案についての説明は以上でごさいます。

次に、4ページの資料3を御覧ください。こちらは、市議会定例会に提出を予定している議案のうち、教育に関する予算案の議案書の内容をまとめたものでごさいます。

初めに、「1 一般会計予算」でごさいますが、歳入歳出予算は同額で、「8,672億円余」となっております。前年度比較で11年ぶりの減となっております。

歳入予算の主なものとしましては、市税が「3,811億円余」、減債基金からの新規借入金が「120億円」となっております。歳出予算のうち、教育費は、「1,155億円余」となっており、過去最大の規模となっております。

次に、「2 教育費予算」でごさいますが、事業費総額は先ほど申し上げましたとおり、「1,155億円余」で、前年度予算から「38億円余」の増となっております。

これは、光熱費の高騰による学校管理費の増、児童生徒の増加や35人学級の段階的な実施に伴う校舎の増改築による義務教育施設整備費の増などによるものでごさいます。

歳入予算の一覧を御覧ください。

教育委員会事務局の歳入予算の合計は、「316億円余」となっておりまして、各款の内訳は表のとおりとなっております。

5ページを御覧いただきまして、歳出予算の各項の内訳は表のとおりとなっております。

続きまして、ファイルナンバー「08-3_【議案第50号】令和5年度川崎市予算案について」のファイルをお開きいただき、76ページを御覧ください。

こちらの資料は、本市の予算を分かりやすくまとめた資料で、お開きいただきましたページでは、教育委員会の予算の主な事業を記載しているものでごさいます。

まず、「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進につきまして、キャリア在り方生き方教育の推進では、小学校から高等学校までの計画的・系統的な実施に向けた取組を推進します。

次に、確かな学力と豊かな心の育成に向けた取組では、ALT（外国語指導助手）を配置する他、学校司書の配置を70校から92校に拡大します。

また、新たな事業として、教育関係のシステム最適化に向けた各システムの現状調査の実施や、市学習状況調査の対象を、小学校4年生から中学校3年生まで拡充し、全校で実施してまいります。

次に、健康給食の推進では、野菜を豊富に取り入れ、食材や味つけにこだわった川崎らしい特色ある健康給食を実施いたします。

次に、一人ひとりの教育的ニーズへの対応につきまして、特別支援教育の充実では、まず、特

別支援学校における医療的ケア児の通学支援を新たに実施いたします。

次に、中央支援学校高等部分教室、及び大戸分教室の狭あい化等に対応するための整備に取り組みます。

また、特別支援学級に外部人材を活用した介助・支援を15校から20校に拡大をいたします。

また、通級指導教室の支援充実に向けて、エリア拠点校を2校から3校に拡大するとともに、小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置も拡充してまいります。

次に、児童生徒への支援と相談の場の充実では、スクールカウンセラー・スーパーバイザー、スクールソーシャルワーカー及び相談室の心理臨床相談員を増員するなど、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援のさらなる充実を図るとともに、オンライン学習サービスの活用を継続し、不登校児童生徒の学習を支援します。

次に、日本語指導等の充実では、日本語指導を担当する非常勤講師や初期支援員の配置、通訳・翻訳の取組を実施することで、海外帰国・外国人児童生徒のニーズに応じた支援を推進してまいります。

次に、市民の文化芸術活動の振興では、国史跡橘樹官衙遺跡群について、史跡指定地の公有地化、調査研究及び史跡整備を推進します。

また、新たな事業として、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングで古代衣装を制作し、橘樹官衙遺跡群の各種イベントで活用いたします。

77ページを御覧ください。

安全で快適な教育環境の整備につきまして、学校安全対策の推進と教育環境の整備では、総合的な安全対策を推進するとともに、学校施設の防災機能の強化等を進めます。

次に、学校施設長期保全計画の推進では、改修による再生整備・予防保全を実施してまいります。

次に、児童生徒の増加や義務標準法の改正に対応した教育環境の整備では、鷺沼小学校及び登戸小学校の校舎増築設計の実施や、新川崎地区の小学校新設に向けた校舎新築工事を実施してまいります。

次に、自ら学び、活動するための支援につきまして、生涯学習環境の整備では、K a w a s a k i 教室シェアリングプロジェクトや、みんなの校庭プロジェクトの取組を推進するとともに、川崎区の市民館整備に向けての改修工事等や、宮前市民館・図書館の移転・整備に向けて、基本設計等を行います。

次に、図書館の運営では、新しい生活様式に対応した非接触・非来館型の電子図書館サービスを試行導入します。

次に、学校の教育力の向上につきまして、地域等による学校運営への参加促進では、コミュニティスクールを56校から96校に拡大してまいります。

次に、学校運営体制の再構築等では、教職員の負担軽減の推進のため、中学校において教職員事務支援員の勤務時間数を増加するとともに、部活動指導員の複数配置を中学校で13校、高等学校で1校配置する他、休日の部活動の地域移行に向けた取組を推進いたします。

次に、家庭・地域の教育力の向上につきまして、地域の寺子屋事業の推進では、地域の寺子屋を随時開講します。

また、地域における教育活動の推進では、「川崎市子ども会議」等の充実により、子どもの育ち

と意見表明を促進いたします。

この他、ファイルナンバー「08-4_【議案第50号】令和5年度川崎市一般会計予算」及びファイルナンバー「08-5_【議案第50号】令和5年度各会計歳入歳出予算説明資料」は、議案書とその説明資料として市議会に提出しているものでございますので、後ほど参照いただければと存じます。

「令和5年度川崎市一般会計予算」の説明は以上でございます。

次に、ファイルナンバー「08-2_【議案第50号】資料」のファイルにお戻りいただきまして、6ページの資料4を御覧ください。

令和4年度川崎市一般会計補正予算についてでございますが、教育費予算の補正額につきましては、「62億2,834万6,000円」を増額するものでございます。

補正の内容といたしましては、「1 歳入歳出予算補正」でございますが、まず、学校運営費（特別支援学校分）で「306万円」の増額補正を行うもので、特別支援学校の児童・生徒の送迎用バスへ安全装置を装備するため、所要の額を増額するものでございます。

次に、学校保健・安全管理経費で「7,412万4,000円」の増額補正を行うもので、市立学校の感染症対策に必要な衛生用品等の所要額を増額するものでございます。

次に、義務教育施設整備事業費で「61億5,116万2,000円」の増額補正を行うもので、国の第2次補正予算を活用して、事業の前倒しを行うものでございます。

次に、「2 繰越明許費補正」でございますが、学校運営事業（特別支援学校分）、他7事業につきまして、事業の執行が令和5年度となりますことから、合計で「83億7,657万4,000円」を繰り越すものでございます。

7ページを御覧ください。

「3 地方債（教育債）補正」でございますが、義務教育施設整備事業で限度額を「53億700万円」の増額補正を行うものでございます。

なお、8ページから49ページまでは、市議会に提出している補正予算の議案書の抜粋でございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

「令和4年度川崎市一般会計補正予算」の説明は以上でございます。

ファイルナンバー「08-1_議案第50号」のファイルにお戻りいただきまして、2ページを御覧ください。

今回提出予定の議案については、ただいま説明いたしました条例議案、令和5年度予算、令和4年度補正予算を含め、教育委員会に関する市議会提出議案の各号いずれにおきましても、異議はないものとしているものでございます。

議案第50号の説明は、以上でございます。

よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

御質問等はございますか。

よろしいですか。

それでは、議案第50号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第50号は原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(16時11分 閉会)